

社会医療法人仁愛会浦添総合病院における患者給食及び保育園児給食ならびに在宅総合センターにおける利用者給食調理業務委託公募要領

社会医療法人仁愛会浦添総合病院及び在宅総合センターにおける給食調理委託業務について下記の通り委託業者の公募を開始します。

記

1. 委託内容

件名	社会医療法人仁愛会浦添総合病院における患者給食及び保育園児給食ならびに在宅総合センターにおける利用者給食調理業務
履行期間	2023年9月1日～2024年8月31日※新浦添総合病院の開設で調整します。
請負場所	(浦添総合病院) 沖縄県浦添市前田1丁目1番 (在宅総合センター) 沖縄県浦添市伊祖四丁目16番1号

2. 担当部署

窓 口 社会医療法人仁愛会新病院建設推進プロジェクト室
住 所 〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖四丁目16番1号
電 話 098-878-0231
担 当 者 垣花、佐竹
e-mail shinbyouinproject@jin-aikai.xsrv.jp

3. 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 生産物賠償責任保険又は製造物責任保険（PL保険）に加入していること。
- (5) 公益社団法人日本メディカル給食協会の代行保証制度、または代行保証の体制を保証できるものであること
- (6) 一般財団法人医療関連サービス振興会による「患者等給食業務」に関する医療関連サービスマークの認定を受けていること。
- (7) 本委託業務の履行に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に規定する団体又は構成員に該当しないこと。

4. スケジュール

審査に要する関係書類等の交付開始（告示日）	2021年2月18日
参加表明書に関する質問書提出期限	2021年2月22日
参加表明書に関する質問への回答期限	2021年3月1日
参加表明書の受付開始	2021年3月1日
参加表明書の提出期限	2021年3月4日
参加資格審査結果の通知・設計図書、仕様書等配布	2021年3月4日
技術提案書等に関する質問書の提出期限	2021年3月8日
技術提案書等に関する質問への回答期限	2021年3月12日
技術提案書等の提出期限	2021年4月2日
審査及び優先交渉権者の特定（予定）	2021年4月9日
契約の締結（予定）	2021年4月14日

5. 提出書類

(1) 参加表明書（様式1）

(2) 資格審査申請書（様式2-2号）

※申請書には次の（ア）～（カ）の書類を添付すること

（ア）税金の未納（滞納）がない証明（国、県、市町村の全てについて）

（イ）印鑑登録証明書

（ウ）登記事項全部証明書

（エ）財務諸表（直近の決算含む三年分、完工高が確認できるもの）

（オ）企業概要が分かるパンフレット等（実績がわかる資料）

（カ）会社概要（様式2号）

（キ）調理業務等衛生マニュアル若しくはそれに相当するもの

(3) 受諾業務の実績（様式3）

※受諾業務の実績については、契約書の写し、受諾業務規模が本事業に相当することの確認ができるパンフレット等を添付する。なお、配置技術者の実績においてこれらの資料で業務実績を判断できない場合はその他の判断できる資料で補完すること。

(4) 技術者の配置、資格及び実績（様式4）

(5) 技術提案書（様式5、様式5各号）

(6) 誓約書（様式6）

(7) 委託費内訳書（様式7）※事業費内訳書は技術提案書とあわせて提出する。

6. 参加表明書及び仕様書に関する質疑受付開始

参加表明書に関する質問がある場合は質問書（様式8）により提出すること。

(1) 提出期限 2021年2月22日 15時00分まで

- (2) 提出先 社会医療法人仁愛会 新病院建設推進プロジェクト室
- (3) 提出方法 電子メール（エクセルデータと PDF データ）
- (4) 回答方法 電子メール

7. 参加表明書及び秘密保持契約書等の提出

参加希望者は以下の (3) 提出書類を提出すること。

- (1) 受付開始 2021年3月1日 9時00分から
- (2) 提出期限 2021年3月4日 15時00分まで
- (3) 提出書類 様式1～4、様式10、添付書類（5. 提出書類による）：各1部（ただし様式10は2部）
- (4) 提出先 社会医療法人仁愛会 新病院建設推進プロジェクト室
- (5) 提出方法 持参

8. 参加資格審査結果の通知

受け付け、受領書類の査収次第、順次メールにて通知する。なお、本事業の性格上、設計図書の配布は当法人指定の秘密保持契約書（様式10）の締結後とする。

9. 技術提案書等に関する質問書の提出

技術提案書等の作成又は提出に関する質問がある場合は質問書（様式9）により提出すること。

- (1) 提出期限 2021年3月8日 15時00分まで
- (2) 提出先 社会医療法人仁愛会 新病院建設推進プロジェクト室
- (3) 提出方法 電子メール（エクセルデータと PDF データ）
- (4) 回答方法 電子メール

10. 技術提案書等の提出

参加者は以下の (2) 提出書類を提出すること。

- (1) 提出期限 2021年4月2日 17時00分まで
- (2) 提出書類 様式5～7、技術提案書：20部
- (3) 提出先 社会医療法人仁愛会 新病院建設推進プロジェクト室
- (4) 提出方法 持参

11. 技術提案書等の留意事項

- (1) 「社会医療法人仁愛会浦添総合病院における患者給食及び保育園児給食ならびに在宅総合センターにおける利用者給食調理業務委託業務公募技術提案書等作成要領」を基に作成すること。
- (2) 技術提案書の作成要領
 - (ア) 技術提案書は各技術提案書様式を使用し、各々A4版1枚以内とする。
 - (イ) 余白は上下左右15mmを限度とする。
 - (ウ) 文字は、MSゴシック体で10.5pt以上とし、ページ縮小処理などを行わない。
 - (エ) 表紙には業務名称を明記する。
 - (オ) 基本的な方針を簡潔に記載する。（イラスト等は制限枚数内であれば入れても可。）
 - (カ) 綴り方は、左端をホッチキス留め
 - (キ) 社会医療法人仁愛会新病院建設プロジェクト委員会用に技術提案書及び添付資料は各20部提出する。
- (3) 技術提案書等の取扱い

- (ア) 提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (イ) 著作権は原則としてそれぞれの参加者に帰属するが、審査によって採用された技術提案書類等の著作権は当法人に帰属する。
- (ウ) 提出された技術提案書は非公開とする。
- (エ) 提出された申請書及び技術提案書は返却しない。
- (オ) 提出資料は審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (カ) 提出された申請書及び技術提案書は、総合評価方式参加資格の確認及び提案内容の評価の目的以外で提出者に無断で使用しない。
- (キ) 技術提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護された第三者の権利の対象となっているものを使用することにより生ずる責任は原則として参加者が負う。
- (ク) 技術提案書の作成等にあたって当法人から受領した資料は当法人の了解なく公表及び使用してはならない。
- (ケ) 提案書審査にあたって、提案内容の確認のために参加事業者に対するヒアリングを実施することを前提とし、ヒアリングの有無も含め別途参加事業者へ通知する。

1 2. 審査及び優先交渉権者の決定

審査は当法人において設置する社会医療法人仁愛会新病院建設プロジェクト委員会（以下「委員会」という。）にて行う。

- (1) 審査方法は以下のとおりとする。
 - (ア) 評価は技術提案と価格提案の総合評価とする。
 - (イ) 技術提案及び価格提案について配点を行う。
 - (ウ) 各委員の合計点の平均点で最終評価を行う。

(2) 優先交渉権者の決定

提出された技術提案書等を評価し、評価値の点数が最も高かった者を当該事業の実施に最も適していると認め優先交渉権者として選定、次に点数の高かった者を次順位者として1者選定する。

- (3) 結果の通知及び優先交渉権者の公表
結果は技術提案者全員に文書で通知する。

1 3. 契約の手続き

- (1) 優先交渉権者は選定結果通知の受領後、速やかに事業費積算内訳書の精査、確認を行い当法人の定めた期限までに委託費見積明細書を提出すること。ただし、技術提案時に提出した内訳書の額を超えてはならない。
- (2) 優先交渉権者は契約締結できないことが明らかになった時点で当法人に対して速やかに文書（任意様式）によりその旨を届けること。当法人は優先交渉権者との業務契約ができなくなった場合は次順位者と契約交渉を行うことができる。
- (3) 使用する言語及び通知は日本語及び日本通貨に限る。
- (4) 優先交渉権者の決定後、契約締結までの間に優先交渉権者が参加資格要件を満たさなくなった場合には契約を締結しない。
- (5) 本業務の契約を締結した者（以下「契約締結者」という。）は技術提案書の提案事項に基づき責任を持って確実に履行すること。ただし、当法人が本業務に不利益となる技術提案書の提案事項と認めた場合、契約締結者の技術提案書の提案事項について一切拘束を受けないものとする。また、契約締結者の責により技術提案書の提案事項が達成できない場合は当法人と協議の上、同等と認められる方法等で本事業を履行するものとする。

1 4. 支払い条件

支払方法の詳細は契約時の協議によるものとする。

15. 失格条件

参加希望者が次の条項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加表明書等及び技術提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- (2) この告示に定める手続以外の手法により委員会委員又は担当部署関係者に直接的又は間接的に援助を求めたことが判明した場合。
- (3) 社会的信用を失墜させる行為を行った者。
- (4) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約締結日までの期間において、参加資格がないものと判明した場合。ただし、この場合には当該者に対する参加資格確認通知に失格理由を付して取り消すものとし、この通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に当法人に対して参加資格がないと認められた理由については書面によりこれを求めることができるものとする。

16. 費用負担

本公募に係る費用はすべて提案者の負担とする。

17. その他

本件の実施にあたり下記のこと留意すること。

- (1) 受託者は本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- (2) 受託者は本業務の履行に関して知り得た秘密を受託者の役員又は従業員であっても本業務を履行するために知る必要がある者以外の者に漏えい又は開示をしてはならない。
- (3) 意義申立てを行うことは出来ない。

以上